

◎新潟県告示第673号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第118条第1項の規定による加入区（区域及び区分）を次のように定める。

平成30年6月8日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高 井 盛 雄

法第114条に掲げる養殖業

（養殖業の種類）小割り式1年魚はまち養殖業及び小割り式さけ・ます養殖業

（加入区の名称及び水域）内浦加入区 佐区第31号漁業権の漁場の区域